

陳情処理状況報告書

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
13	6. 9. 2	懲戒処分の平等な処分を行うことを求める陳情	富山市 個人	<p>1. 地方公務員法第32条（以下、32条という。）「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と定められています。この条項の目的は、地方公共団体の行政を円滑かつ効率的に運営し、国民へのサービスの提供を確実にすることです。地方公務員が法令や上司の命令に従うことで、組織全体の秩序が保たれ、業務がスムーズに進められると考えます。また、重要性として、地方公務員は、国民の生活に密接にかかわる仕事に従事しています。そのため、法令や上司の命令を遵守し、職務に忠実に当たることは、国民の信頼を得るうえで、非常に重要なことであると考えます。</p> <p>以上のことからとても大切な条項であることが理解いただけると考えます。</p> <p>所管する総務省は、地方公務員がこの条項に違反した場合は懲戒処分の対象になると考えています。</p> <p>2. 現状、富山県において32条に違反した場合、どのような事務手続きになっているか説明します。各所属の職員が32条に違反した場合、富山県が作成している「懲戒処分の指針」に該当するかを確認し、該当する場合は、人事課へ報告を行い、懲戒処分の検討が行われます。ただし、違法行為を行ったことが明らかであっても「懲戒処分の指針」に該当しないと所属が判断した場合は、人事課へ報告を行わず、懲戒処分の対象とはならない仕組みとなっています。つまり、違反行為を起こした所属の判断により、懲戒処分の対象とならないのが現状です。このような事務手続きが、懲戒処分の平等性が保たれていない原因だと考えます。</p> <p>3. 実例を参考に説明します。</p> <p>① 富山県農林水産総合技術センター</p>

- . . . - 陳 情 - . . . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>(以下、技術センターという。)の敷地内であるが公道の条件を満たした道路において、車両と人との事故が発生し、相手の人は救急車で運ばれました。このような状況は「懲戒処分の指針」に当てはまらなると所属が判断し、人事課へ報告はされませんでした。</p> <p>その数か月後、被害者が疑問を持ち、警察へ事故情報を問い合わせましたが、警察は事故報告を受けていないとして技術センターへ事実確認を行いました。すると事実であることが判明したため、警察は現場検証を行い、技術センター総務課長に対して、交通事故なので警察へ報告するよう説明し、結果、物損事故として処理されました。</p> <p>この段階で、所属は「懲戒処分の指針」に該当しないと判断し、人事課への報告を行いませんでした。</p> <p>さらに数か月後、被害者から人身事故の被害届が出され、物損事故から人身事故に切り替わりました。所属は「懲戒処分の指針」を確認し、懲戒処分の対象であると判断し、人事課に報告しました。</p> <p>このように、技術センターでは、車両の物損事故は懲戒処分の対象とならなると判断している一方、他の所属では、車両の物損事故であっても、人事課へ報告しているといった偏った懲戒処分がなされているのが現状です。</p> <p>② 技術センターに対して、富山市労働基準監督署から労働基準法、労働安全衛生法違反のため複数回、是正勧告が出されています。これらは明らかに32条違反であることは容易に理解することができます。今回も同様に、是正勧告が出されるたびに、「懲戒処分の指針」に該当しないことを確認したうえで人事課に32条違反の報告が行われることはありませんでした。その結果、何度違反を繰り返しても32条が</p>

— . . . —

陳

情

— . . . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>守られることはなく、違法行為が発覚したら指摘された箇所のみ改善し、これを繰り返した結果、長期間に何度も是正勧告が出されています。</p> <p>このように県では、繰り返し32条違反を行ったとしても懲戒処分がなされていない実情があります。つまり「懲戒処分の指針」に該当しない違法行為であれば、何度繰り返しても富山県としては問題がないと判断しているのが現状です。</p> <p>4. 以上のことから、32条違反した職員がいた場合は、各所属は、すべて人事課に報告を行い、懲戒処分を行うよう、法令を遵守した業務を行うことを求めます。</p> <p>もちろん、処分内容については、各自治体に委ねられているので、32条違反しているが、富山県としては、懲戒処分の対象か検討した結果、「処分なし」と結論づけることもあると思います。</p> <p>懲戒処分を行う人事課としては、職員の32条違反によって職務過多になるとは到底考えにくいと思います。もし、要望した事務手続きによって職務過多になるのであれば、人事課としての職務の基本である、職員への教育方法に大きな欠陥があるということであり、それは、基本の職務を怠っていることが大きな問題ということで、今回の要望によって起こる問題とは別問題だと考えます。</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
14	6. 9. 6	富山県の人件費削減努力を知ってもらおう事を求める陳情	富山市 個人	<p>1. 県民に対して、富山県がどのような努力を行い人件費削減を行っているかを具体的に説明し、多くの県民の理解を得られるよう努力することを望む陳情です。</p> <p style="padding-left: 2em;">以下に理由を説明します。</p> <p>2. 富山県が日々、どのように人件費削減を行っているのか、具体的行動を説明することが直接的であり、県民も理解しやすいと考えます。</p> <p style="padding-left: 2em;">一例をもとに説明します。例に出てくる所属は富山県農林水産総合技術センター農業研究所（以下、農研という。）です。なお、農研で労働に従事している非正規職員の賃金予算は、富山県人事課が捻出していることから、富山県人事課は労働内容や賃金についてはすべて承知、承諾済みであることを前提としていることを理解していただきたいと思えます。</p> <p style="padding-left: 2em;">記載内容に疑問が生まれる可能性があるかもしれませんが、労働基準監督署が違法行為は見当たらないと結論付けた結果を踏まえ、富山県が努力した結果です。（労働基準監督者が調査に入り、違法行為は見つからなかったと報告書が作成されています。）</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、違法ではなくする具体的な手法については、あえて記載を避けるので、詳しく知りたい場合は、個別に人事課に問い合わせてください。</p> <p>① 農研では冬季施設内の除雪作業が早朝に必要とされています。正規職員だけの除雪作業は生命にかかわるとのことで、非正規職員も同様に早朝時間外労働することを命令され、作業に従事します。</p> <p style="padding-left: 2em;">ポイントとして、非正規職員に時間外労働させることが人件費削減につながるのです。非正規職員の時間外労働手当と時間外分の賃金を支払わなくてもよくなる手法があり、これを適</p>

— —

陳

情

— —

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>用させることにより、非正規労働者の労働環境が労働基準法で定められた違法行為に触れない限り、非正規労働者に労働させるほど、人件費削減につながる仕組みです。労働関連の法令に詳しい方であれば、振替休日で補っていると考えられる方もいると思いますが、富山県が考えた手法は、振替休日を与えずとも違法性はありません。（繰り返しですが、労働基準監督署は、違法行為は見つからなかったと結論付けています。）</p> <p>しかし、現在の条例では、正規職員にはこの手法は適用できないので、正規職員が労働すれば、法令に従い、賃金は発生します。なお、この手法は平成の時代から継続的に使用され、長期間の実績があります。</p> <p>この手法は、県が発表している統計的な人件費削減の数字には反映されないため、県民の目には映りにくいのです。そのため、具体的なやり方を説明することが重要であると考えます。</p> <p>このように、合法的に時間外手当及び時間外賃金を支払わない仕組みを考え、実行していることにより、人件費削減を行っていることを、直接的に伝えることで、県民が理解しやすくなると思います。</p> <p>本来であれば、この手法により、県全体の人件費削減金額がいくらになるか公表されると、より理解しやすいと思いますが、手法を知る者としては、集計することがとても難しいこともわかるので、この陳情で集計を公表することは求めないものとします。</p> <p>この手法を正規職員にも適用させることができるか否かは、人事委員会、労働基準監督署などに最終確認を行い、違法性がないと判断され、関係する条例改正などを行えば適用可能だと思いますが、本陳情の趣旨とは異なるので、ここで求めるものではありません。</p> <p>ただ、県民から要望があれば、適用を前向きに考えることは県の職務である</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>と考えます。</p> <p>正規職員も非正規職員と同様になれば、今以上に合法的に人件費削減が可能になり、削減された公金を別の用途に使用することにより、多くの県民の役に立つことになると思います。</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
17	6.9.6	集合住宅での組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の解明と予防策を求める陳情	東京都八王子市 暁町1丁目30番 9号サン・マリーナ310 特定非営利活動 法人 Targeted Individuals Japan 代表 押越 清悦	<p>陳情内容</p> <p>地域の集合住宅内において、組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）、他の入居者や近隣の人を使い、引っ越しせざるをえない状況に追い込まれている場合があります。これは集合住宅に限らず、一戸建て団地でも、地上げ目的等で引っ越しに追い込まれる場合もあります。これが長期にわたり、引っ越しする予算もなく、その団地内で孤立し、耐えている方々が救済を求めています。公営の団地でも行われ、自治会等が中心になり、組織だって追い出し工作を行っているとの被害者さんの声が多々あります。</p> <p>犯罪として訴えても、警察は軽微な犯罪と、相談のみで一向に調べず、自治会を指導する機関も存在しませんし、不動産管理会社も理解できず退去を求めてくることとなります。</p> <p>本年8月5日朝日新聞記事（ドキュメント2024）老いる団地、複数の人に幻聴が聞こえる東京・多摩ニュータウンという記事がありました。昭和の高度経済成長期の遺物が病巣となり、集団ストーカー・テクノロジー犯罪者が巣食う築50年以上の老朽化団地を生活保護受給者に斡旋する不動産屋、社団法人、生活保護費をピンハネする悪徳業者を貧困ビジネスと呼び、その人たちを利用し、嫌がらせ犯罪（集団ストーカー・テクノロジー犯罪）に加担させていると考えられます。朝日新聞の記事にある幻聴は、現在ではマイクロ波聴覚効果、V2K骨伝導音声送信という技術を使い演出可能であり、多くの被害者が以前から訴えているものであります。</p> <p>これら生活保護者の実態（犯罪関与）や自治会の指導、嫌がらせ追い出し工作、現代型地上げ工作、嫌がらせに使われる機器類（盗聴盗撮器、騒音発生元、電磁波悪用）、貧困ビジネスの調査解明を訴え陳情します。</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
18	6. 9. 18	富山県警察の 改善を求める 陳情	富山市 個人	<p>陳情の趣旨</p> <p>平成24年以降、本部警察相談課、富山中央警察署、富山西警察署、射水警察署、上市警察署、富山南警察署、魚津警察署で被害相談してきたが何もせず、令和5年になって「時効が完成したから被害届は受理できない」と2回拒否。</p> <p>富山県警察本部長に対して、捜査機関として適正な業務執行の改善を求める陳情。</p> <p>陳情の理由</p> <p>平成23年7月4日16時25分頃、東京都渋谷区笹塚1-59（甲州街道）で交通事故に遭い、意識不明の重体で記憶障害になった。相手方は事故現場にはおらず、環状7号線の向こうで発見された（救護措置義務違反）。目撃者（救助者）が救護措置をした。事故担当者は、現警視庁麻布警察署警備課職員。</p> <p>平成24年4月4日午後、事故現場で記憶がないことを確認した。平成24年4月5日午後、供述調書は作成したが、実況見分調書は平成28年1月23日に作成。平成24年4月6日午後、取調室内で机一面に事故後の写真を広げ、抑圧して、捏造する目的で架空の目撃証言を教え、①現金の支払い、②示談書作成、③示談書のコピーを渡せ、の強要をした。平成24年4月6日夜、面識のない事故の相手方を入院中の病院の脳神経外科病棟に送り込み、金194,250円と示談書を強取した。さらに交通事故も捏造した。この結果、損害保険会社は1円すら支払っていない。</p> <p>犯罪捜査規範61条・63条は、「管轄地域の事件であるかどうかを問わず」と規定している。富山県警察に10年以上にわたり被害相談してきたが何もしなかった。過去の相談記録を開示請求したところ、被害届と書いた書面が複数枚出てきた。令和5年になって「時効が完成したから被害届は受理できない」と初めて本部刑事部職員が理由を述べた。それまで</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○県土整備農林水産委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
15	6.9.6	原種、原原種 生産に関わる 陳情	富山市 個人	<p>1. この陳情は、現在、富山県が行っている原種、原原種生産の未来計画を速やかに事業として行うことを求める陳情です。</p> <p style="padding-left: 2em;">以下に理由を説明します。</p> <p>2. ご存知かもしれませんが、2018年4月以前は種子法が存在し、富山県は、法的に政令品種の原種、原原種を生産しなければならない義務を背負い、法に従い生産を行ってきました。しかし、義務を定めた種子法が、2018年4月以降廃止になったため、法的な生産義務はなくなりました。種子法廃止の理由の一つとして、自治体だけに義務を負わせるのではなく、民間の参入を認めることにより、新しい技術や効率の良い生産などを期待するなどの廃止理由があります。</p> <p style="padding-left: 2em;">原種、原原種を生産を担当している県農産食品課に、種子法廃止に伴い、富山県としての短中長期の事業計画があれば教えてほしいと問い合わせましたが、富山県の未来を構想した事業が存在しなかったため、この陳情を提出することとしました。</p> <p style="padding-left: 2em;">正直、種子法廃止から5年以上経っているにも関わらず、いまだ未来構想が事業化されていないということは、富山県の農業に未来はないから構想できないと受け取られても仕方のない状況だと感じてしまいます。</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○県土整備農林水産委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
16	6. 9. 6	農業機械研修センター事業の見直しを求める陳情	富山市 個人	<p>1. この陳情は、現在、農業機械研修センター（以下、研修センターという。）で行われている事業の見直しを求めるものです。</p> <p style="padding-left: 2em;">以下に理由を説明します。</p> <p>2. ご存知かもしれませんが、研修センターは農業機械化促進法（以下、促進法という。）を軸に事業化されました。促進法は日本の農業における機械化を促進し、農業生産性の向上と経営の安定化を図ることを目的とした法律で、この法律は、高性能な農業機械の開発・導入を促進し、農機具の検査制度を整備するなど、様々な側面から農業の機械化を支援しています。</p> <p>しかし、促進法は2018年4月に廃止されました。つまり1953年に制定された促進法の目的が達成、また時代の変化により必要がなくなったため廃止されたことは容易に理解できます。</p> <p>研修センターが行っている事業の一つの大型特殊自動車（農耕者限定）、けん引（農耕者限定）（以下、免許事業という。）の参加者は、令和5年度は193名と多かったです。しかし、促進法が廃止され、新規就農者が年間60人程度に対し、3倍以上の参加者がいることから、既存の農業従事者が多く参加されていることがわかります。</p> <p>富山県が行うべき免許事業は、新規就農者など今から始めようとする人たちの法令遵守するためのサポートであって、既存の農業従事者が無免許で農業事業を行っていたことを合法化するためのサポートに公金を使用されるのは、不適切な使用方法であると考えられます。</p> <p>また、長年、促進法の目的に沿って事業化してきたにもかかわらず、いまだ無免許で農業事業を行っている事業者がいるのであれば、富山県が促進法に沿って行ってきた事業内容は間違った方法であり、公金を無駄にしてきたと思われる仕方がない状況だと考えられます。</p>

陳

情

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>以上のことから、促進法廃止の背景など、時代に沿うよう研修センターの料金を含め事業見直しが必要な時期であると考えます。研修センターで行われている事業は公金によって運営されていることを忘れず、市場で似たような事業が行われている場合は、市場を壊さないよう、受益者負担をしっかりと考え、見直すべきであると考えます。</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
9	6.6.17	対外的情報省 の設立と横田 基地等の見直 しを求める意 見書の提出に 関する陳情書	愛知県安城市 団体	<p>要旨</p> <p>国に対し、対外的情報省を設立し、日米安全保障条約を戦後から今日に至る間、再検討を行い、横田基地を含む都内にある米軍施設7か所の基地を見直しの対象とする必要があるとの意見書を提出するようお願いする次第である。</p> <p>理由</p> <p>第二次世界大戦が終結し、平和な時代が来ると世界の人々は思ったが、その後も各地で国家間の戦争や、民族、宗教、資源争奪紛争等が勃発している。歴史を振り返ると、フランスの著名な学者は、人間の歴史4,000年のうち、平和は277年間で、あとの3,723年間、戦争はどこかで行われ、現在も続いていると著書で述べている。</p> <p>国は混沌とする世界情勢を把握するために、対外的情報省を設立し、その過程で日米安全保障条約を再検討し、横田基地を含む都内にある米軍施設7か所の基地を見直しの対象とすると考える。</p> <p>以上の理由により、次の事項について関係行政庁への意見書を提出することを陳情する。</p> <p>陳情事項</p> <p>国は世界の情勢を鑑み、対外的情報省を設立し、その過程で日米安全保障条約を再検討し、横田基地を含む都内にある米軍施設7か所の基地を見直しの対象とすること。</p>

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
11	6. 8. 15	ひきこもり基本法制定に関する意見書採択のお願い	富山県射水市 三ヶ2467 高和 正純	<p>誰ともまったくつながりがない深刻な状態の人ほど、声を挙げられないまま自ら生き続けることを否定し、孤立していきます。その大半は、家族以外の人と交わることを避け、発信することもなく、社会から否定されることへの不安感や不信感から、誰にも助けを求められない実態があります。</p> <p>そのため、同居または別居している家族（親や兄弟姉妹等）が、ひきこもり状態にある人（以下、本人）の生活に唯一関わることができ、かつ社会資源などの情報を届ける役割を担っているのが現実です。</p> <p>だからこそ、家族支援を通じて、本人の障がいや診断の有無にかかわらず、本人も家族も尊厳を持って生き延びられるよう、それぞれ選択肢となる必要な施策を提供していくために、私たちは、ひきこもり状態に特化した法律の施行が急務だと訴えています。</p> <p>私たち、当事者家族は、ひきこもり基本法の制定を望んでいます。ここに、ひきこもり基本法制定の意見書を各議会において採択いただき、国に働きかけてくださるよう、お願い申し上げます。</p>

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
12	6. 8. 21	対外的情報省 を設立し、食 糧危機に対応 することを求 める意見書の 提出に関する 陳情書	愛知県安城市 団体	<p>要旨</p> <p>我が国が東アジアで戦争に巻き込まれ、主要な食料の輸入が全面停止し、国内の食料備蓄が枯渇した時、多数の人々が飢餓状態に陥る。このような事態にならないために、常時、食糧輸入先の政治動向の把握が必要である。</p> <p>国に対して、対外的情報省を設立し、食糧危機に対応することを求める意見書の提出をお願いする次第である。</p> <p>理由</p> <p>世界は戦争の時代に突入した。ロシアがウクライナに侵略戦争を始め、中東ではイスラエルとハマスが武力衝突を繰り返し、中東全体が不安定化している。</p> <p>東アジア地域では中国が拡張政策を進め、北朝鮮も核実験を繰り返し、東アジア全体に緊張関係が高まっている。また、東アジアで戦争が勃発すれば、我が国は輸出入が途絶え、食糧備蓄は底をつき、食糧危機が発生し、国民は飢餓状態に陥ってしまう。</p> <p>このため、常日頃、有志国と連携し、食糧輸入先の政治動向等を得ることが重要である。国に食糧危機に対応するため、対外的情報省を設立するよう意見書の提出をお願いする次第である。</p>